

## 刈谷市高齢者配食サービス（一般食） 【みよしゃ】



使い捨て容器です。  
キザミ食・おかゆ対応していません。

利用日：火・水・金  
電話：22-3448  
(刈谷市松栄町)

---

### 配達可能地域

司町、寺横町、銀座、広小路、元町、港町、  
天王町、浜町、御幸町、松坂町、中川町、大正町、  
富士見町、中島町、小垣江町、高須町、半城土町、  
野田町、板倉町、松栄町、東刈谷町、末広町、  
半城土中町、荒井町、沖野町、半城土北町、  
野田新町、南沖野町、場割町、半城土西町

## 利 用 上 の 注 意 点

この事業での無料試食の提供はありません。



### ①料金支払い

- ・ 1食600円（**利用者負担は300円**）
- ・ 支払い方法は現金前払いになります。

### ②配達時間

おおむね午後4時～午後6時の間に配達をします。

**弁当は、自宅にて本人に直接手渡しです。**

**※手渡しによる安否確認をします。置いておくことはできません。**

### ③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。  
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

### ④キャンセル及び休止・終了について

**キャンセルは、前日の午後3時までに**社会福祉協議会または業者まで  
電話連絡してください。

**※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。**

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合は**、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。  
利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

**※不在（受取できない等）の連絡がない場合、利用者負担額として  
1食分（300円）の料金をいただきます。ご了承ください**

申請先：刈谷市役所長寿課 電話 62-1063

問合せ先：刈谷市社会福祉協議会生活支援課

電話 23-1600（権利擁護係）